

平成 23 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の変更について

平成 23 年分の所得税については、扶養控除の見直しが行われることになっています。これにあわせて、「平成 23 年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式が変更になっていますので、記載時には十分にご注意ください。



主な変更点

16 歳以上の控除対象扶養親族(平成 8 年 1 月 1 日以前生まれ)を記載してください。

16 歳未満の扶養親族(平成 8 年 1 月 2 日以後生まれ)を記載してください。(住民税に関する事項としての記載になります)

平成 23 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長等 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名	配偶者の氏名	有 無
		あなたの住所 又は 居所	あなたの生年月日	あなたの住所 又は 居所	有 無
		あなたの住所 又は 居所	あなたの生年月日	あなたの住所 又は 居所	有 無

扶養親族が、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

名	あなたとの 続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (前17.1.1以前生)	特定扶養親族 (前64.1.2生 前5.1.1生)	住所又は居所	平成23年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった 場合に記載してください。)
A 主たる給与から控除を受ける							
1	配偶者	昭和...					
2	扶養親族 (16歳以上) (平成8.1.1以前生)	昭和...	同 既 等 その他				
3	扶養親族 (16歳以上) (平成8.1.1以後生)	昭和...	同 既 等 その他				
4	扶養親族 (16歳以上) (平成8.1.1以後生)	昭和...	同 既 等 その他				
5	扶養親族 (16歳以上) (平成8.1.1以後生)	昭和...	同 既 等 その他				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生							
障害者		本人	控除対象 配偶者	扶養親族	2 寡 婦	左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「3 記載に ついてのご注意」の2をお読みください。)	
障害者		本人	控除対象 配偶者	扶養親族	3 特別の寡婦		
障害者		本人	控除対象 配偶者	扶養親族	4 寡 夫		
障害者		本人	控除対象 配偶者	扶養親族	5 勤労学生		
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等							
氏名	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所		異動月日 及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所	

この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成22年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

(住民税に 関する事項) 16歳未満の 扶養親族 (平成8.1.2以後生)	氏名	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成23年中に異動があった 場合に記載してください。)
1			平 . .			
2			平 . .			
3			平 . .			

○ [16歳未満の扶養親族]欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。